

I - 3 ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、ペットフード業における景品類の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、もってペットフード業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「ペットフード」とは、穀類、デンプン類、糟糠類、糟類、油脂類、種実類、豆類、魚介類、肉類、卵類、野菜類、乳類、果実類、きのこ類、藻類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造した犬及び猫の食用に供するもの(以下「ペットフード」という。)をいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、ペットフードを製造又は輸入して販売する者及びこれらに準ずるものをいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するペットフードの取引に附随して、相手方に提供する物品、金銭、その他経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品に附属すると認められる経済上の利益は含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(景品類提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第4条 公正取引協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p>	<p>第1条 ペットフードと他の商品を合せて、販売する場合(抱き合わせ販売、総合売り出し等)において、当該販売について、景品類を提供する時であっても、その景品類の提供の制限に関する規約第3条第1項の制限を超えてはならない。</p> <p>第2条 規約第2条第2項の「これらに準ずる者」とは、ペットフードを製造又は、輸入して販売する事業者以外のものであって、占有するペットフードに自己の商標又は、名称を表示するものをいう。</p> <p>第3条 この施行規則に定める景品類の価格の算定は、すべて市価によるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>第5条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを公正取引協議会に対して求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分することができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると思料するときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨その他必要な事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第5条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から30日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前に終了した取引に附随して行う景品類の提供については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約が施行される日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>